

## 千葉市と公益財団法人日本サッカー協会との包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人日本サッカー協会（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的に連携し、幕張新都心に立地する高円宮記念 JFA 夢フィールドを中核として、両者の資源、ノウハウを有効に活用した協働による活動を推進することにより、スポーツや健康づくりを契機にした未来へつなぐまちづくり、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）スポーツの普及・振興に関すること。
- （2）インクルーシブな健康づくりの推進に関すること。
- （3）未来につながる人材育成や学習機会の創出に関すること。
- （4）幕張新都心をはじめとした千葉市のまちづくりや交流に関すること。
- （5）地域経済活性化や環境保全に関すること。
- （6）その他の本協定の目的達成に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更

を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通保有する。

令和5年12月26日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市

千葉市長 神谷 俊一

乙 東京都文京区後楽1丁目4-18 トヨタ東京ビル  
公益財団法人日本サッカー協会

会長 田嶋 幸三